

## 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金（体験利用は別表）

家賃	1ヶ月分の部屋使用料 光和ハイツ 全部屋 明日葉S        " 明日葉T        " 明日葉U        "	32,000円 38,000円 42,000円 31,000円
食材料費	1ヶ月分の夕・朝食材料費	暫定額18,000円 (毎月過不足精算) 毎月1日に当該月分の暫定額を集金し、月末で1ヶ月分を精算します。不足分が生じた場合は追加徴収を行い、残金が生じたときはその残金を返還又は当該月の翌々の食材料費と相殺します。
光熱水費	各部屋及び共通部分で使用する通常生活の範囲内で使用される水道代・電気代・ガス代  (注意)特別な用途または事情で使用される水道代・電気代・ガス代は、その月額を算定し、それを使用する利用者が負担する	実費額 毎月1日に当該月分を集金し、4月1日から翌年3月31日の年度で精算を行います。精算で不足分が生じた場合は追加徴収を行い、残金が生じたときは支

日用品費	共同で使用する雑貨（トイレトペーパー、洗剤等）	給決定障害者にその残金を返還します。 毎月の暫定額 18,000円
その他の日常生活費	日常生活において通常必要となるものに係る費用	
修繕費	畳、障子、襖、網戸の張替および利用者が故意に部屋を傷つけたり、汚したりした場合の修繕費用	実費額

### 体験利用の場合

	サービスの内容	金額
家賃	1泊分の部屋使用料	1000円/日
食材料費	1食分の材料費	夕食 480円/食  朝食 350円/食
光熱水費	各部屋及び共通部分で使用する水道代・電気代・ガス代	実費額  (R7年現在) 850円/日
日用品費	共同で使用する雑貨（トイレトペーパー、洗剤等）	
その他の日常生活費	日常生活において通常必要となるものに係る費用	

※受給者証を使わない任意の体験利用の場合は、利用料として3000円/日が追加になります。